

## 国内経済要録

### ◇外国為替引当貸付の利子歩合変更

海外金利の変動に伴い、本行は連合王国通貨、ベルギー王国通貨表示の手形を引当とする外国為替引当貸付の利子歩合をそれぞれ次のとおり変更した。

(実施日)            (改訂前)            (改訂後)

#### ○連合王国通貨表示手形引当貸付

12月16日            日歩 9厘            日歩 1銭

#### ○ベルギー王国通貨表示手形引当貸付

1月6日            日歩 6厘            日歩 8厘

### ◇昭和35年度予算編成方針決定

政府は12月18日の閣議で35年度予算編成方針を次のとおり決定した。

世界経済における貿易自由化の大勢に即応しつつ、わが国経済をいっそう安定した成長発展に導き、国民生活の向上と雇用の拡大を図る。

(1) 財政面から景気に刺激を与えることを避け、一般会計の規模は普通歳入によってまかないうる範囲内とする。財政投融资についても通常の原資によるほか、民間資金の活用については適正な規模によるものとする。

(2) 災害復旧に万全を期するとともに、国土保全対策について長期計画を樹立し、推進する。

(3) その他、社会保障政策の推進、科学技術の振興、産業、基盤の強化、農林漁業の振興、中小企業対策の拡充、貿易の振興と対外経済協力の推進、不況産業対策の確立などを行なう。

(4) 税制の根本的改正の検討は今後ともいっそうこれを進めるが、35年度においては減税は見送ることとし、原油油その他の関税の暫定減免措置の整理程度の改正にとどめる。

(5) 地方財政についても、国の財政と同一の基調によるものとする。

### ◇大蔵省証券を発行

大蔵省では、財政資金諸支払の進捗に基づく国庫余剰金の著減に対処し、12月25日、11年ぶりに大蔵省証券を公募発行した(発行額12月25日100億円、30日50億円、割引歩合、1銭6厘5毛)。

### ◇昭和34年中の外資導入状況について

1. 34年中の外資導入は、技術提携の引き続き増加と株式投資の著増とによって、かなりの増大をみた。これは、国内景況の上昇に伴う設備投資の活発化に加え、34年7月外資導入緩和の目的から採用された新方式(注)の実施による面も少なくない。

- (注) 1. 外資法による条件付認可方式——わが国の外貨事情上問題が生じた場合には送金を延期する旨の条件を付して許可する。  
2. 為替管理令による送金許可方式——技術援助または株式投資につき、主務大臣の認定あるときは、対価などの外貨送金を為替管理令により円滑に許可する。

#### (1) 技術提携

上記緩和により総許可件数は129件(うち送金停止条件付30件)と前年比4割の増加。業種別には電気機械、その他機械および金属関係の増加が目立ったほか化学工業関係も引続き増加。

### 34年中の投資形態別認可状況

区 分	34年	33年	33年比 増 減	34年末 累 計
技 術 援 助 (件)	(注1) 129	92	37	979
貸 付 金 投 資 (百万 ドル)	107	257	- 150	682
株 式 投 資 (百万 ドル)	20	9	11	89
うち 経 営 参 加	(注2) 10	3	7	56
市 場 経 由	10	6	4	33

(注1) うち、送金停止条件付認可30件(ほかに認定4件)。

(注2) うち、送金停止条件付認可6百万ドル(ほかに認定2百万ドル)。

### 外資法関係外貨収支

(単位・百万ドル)

区 分	34年中	33年中	33年比 増 減	34年末 累 計
受 取	107	84	23	300
株 式 等	12	7	5	50
借 入 金	95	77	18	250
支 払	86	72	14	352
株式など元利	4	4	—	34
借入金元利	31	22	9	112
ロイヤルティ	51	46	5	206
差引受払(一)超	21	12	9	52

(注) 1. 株式などは株式、受益証券および社債。

2. 借入金中機械など輸入代金決済のための借入は現実に外貨の受取とならないものも計上されている。

3. 12月分は一部推定。

## (2) 外貨借入

認可総額は107百万ドルと、電力、鉄鋼の世銀借款ならびにEXIM借款が相次いで成立した前年(257百万ドル)に比べれば半減したが、ほぼ例年並みの額に達した。

## (3) 株式投資

新方式による経営参加投資の増加のほか、市場経由株式投資も増加したため総額20百万ドルと前年比倍増を示した。

2. 34年中の外資法関係外貨収支は、借入金元利払とロイヤルティの送金が引続き増加したが、反面外貨借入金やインパクトローンの受入がかなりの額に達したため受超額は21百万ドル(前年12百万ドル)と従来の最高を示した。

## ◇貿易・為替自由化の促進について

### 1. 貿易・為替自由化促進閣僚会議の設置

政府は1月5日閣議において大要下記のとおり決定した。

(1) 貿易・為替の自由化を総合的かつ円滑に促進するため、内閣に新たに貿易、為替自由化促進閣僚会議を設ける。

(2) 同閣僚会議は、内閣総理大臣を議長とし、関係各大臣(外務、大蔵、農林、通産、経企)、内閣官房長官、自民党政調会長および日銀総裁をもって構成し、貿易・為替の自由化の目標、時期など大綱を審議決定する。

(3) 閣僚会議の下部機構として貿易・為替自由化促進

連絡会議(経企庁長官を議長とし関係各省事務次官、内閣官房副長官、日銀副総裁をもって構成)を設ける。

### 2. 当面の自由化措置

1月12日、上記閣僚会議において大要次のとおり決定。

(1) 貿易および為替の自由化につき、年次目標を定めつつ、内外諸対策の整備と相まって急速にこれを推進する。これがため5月末を目途として自由化計画を策定する。

#### (2) 当面措置すべき事項

イ、対ドル輸入制限6品目のAA制移行

鉄鋼くず(4月から実施)

牛 脂( " )

ラード(4月から実施、ただし精製ラードについては協定税率の改訂後とする)

原 皮(上期中可及的早期に実施)

銑 鉄(おおむね10月から実施)

大 豆( " )

ロ、その他

#### (イ) 貿易面

毛くず、コーヒー豆など約300品目を4月からAA制に移行。化学品の一部、陶磁器など約150品目を4月分から自動割当品目に追加するなど。

#### (ロ) 為替面

非居住者自由円勘定の創設、為替集中制の緩和、海外渡航、海外送金などの緩和など。